

公益財団法人 ダイトロン福祉財団

2026年度(令和8年) 第25回障害者福祉助成金募集要項

《趣旨》

本年度も当財団の目的および事業に対する社会的要望に応える為、障害福祉サービス事業所等への助成事業を通して、障害者の社会参加の促進ならびに生活向上等に関する調査研究の為の支援を行います。第24回の助成事業の効果を確認し、昨年同様 特別助成事業も行います。

第25回障害者福祉助成金の公募については、下記の要綱のとおり総額14,000万円を限度として募集を実施致します。

《助成金申込要綱》

1. 助成対象先

原則として、滋賀県内で障害者支援・研究に関する諸活動等を行っている法人・事業所・団体・グループ・ボランティアサークルとする。

2. 助成対象事業

(1) 障害福祉サービス事業所等に対する設備費等助成事業 (第1号事業)

ア. 助成対象 滋賀県内の障害福祉サービス事業所等の積極的且つ有効な事業展開の為に必要な設備、資材及び作業所等環境改善に対する助成

イ. 助成金額 1件あたり150万円以内【但し、総事業費の80%以内とする】

助成金総額 9,500万円以内

<一例：設備整備の為に必要な設備・機器・備品・ソフト等の物品の購入・設置費用及び車両の購入費用、環境改善の為の施設改修工事・修繕費用等。尚、上記助成は障害福祉サービスの提供に限定するものであることから、申請に際し、資産として期待する効果を記載する>

(2) 障害者の社会参加の促進と生活向上等に寄与する調査研究の為の助成事業 (第2号事業)

ア. 助成対象 滋賀県内の社会福祉法人、公益法人、団体等が行う障害者福祉にかかる調査研究に対する助成

イ. 助成金総額 500万円以内【上限金額及び自己資金の制限はなし】

ウ. 助成件数 5件程度

<一例：意思伝達の為のICTの調査・研究費用、障害者支援機器の開発費用 等>

(3) 特別助成事業 (第3号事業)

障害者の福祉向上に寄与する施設等に特別の助成を行う。但し、上記(1)、(2)に含まれない、または(1)、(2)の枠を超える事業とする。

ア. 助成対象 滋賀県内の施設等(社会福祉法人、公益法人等含む)

イ. 助成金総額 4,000万円以内【上限金額及び自己資金の制限はなし】

ウ. 助成件数 15件程度

<一例：障害者への理解を深める為の活動費用(式典・フォーラム・研修会・出版等)、文化・芸術・スポーツ等の創造活動費用(会場費・広告費・旅費)、免許証・資格取得費用等。

尚、上記事業の実施に際し、地域障害者自立支援協議会等、または、複数の事業体の共同による研修会、フォーラム等の開催に係る企画・運営費等も助成対象とする>

3. 特記事項

国、地方公共団体等からの補助及び他の民間助成団体からの助成と重複しての助成は致しません。また、重複して助成を受けていたことが判明したときは、助成の取り消しまたは助成金の返還を求めることがあります。

4. 助成申請方法

当財団の HP(URL <https://daitron-fukushi.org>) の「助成事業について」から助成金申請書をダウンロードして頂き、Excel ファイルに必要事項を記入のうえ、Excel ファイルをそのままメールに添付、財団迄(E-mail アドレス: d-fukushi@daitron.co.jp)お送りください。尚、下記の添付書類も極力 PDF に変換し、メールに添付でお送りください。

[申請書に添付の書類]

① 見積書（物品等の場合は業者の指定はありません）

※車の買替の場合（使用年数 13 年以上又は走行距離 15 万km 以上が対象）は
車検証のコピー、新規事業の場合はその用途を明記したもの

② 定款、寄附行為または規約（法人、団体の場合）

③ 役員名簿

④ 直近の承認済収支決算書（2025 年度分が提出不可の場合は 2024 年度分）
(貸借対照表、収支計算書、損益計算書、財産目録等)

5. 添付書類の提出先

① E-mail に添付で送付する場合

E-mail アドレス : d-fukushi@daitron.co.jp

② メールに添付できない場合

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-6-11 ダイトロン（株）内
公益財団法人ダイトロン福祉財団 大阪連絡所

6. 申請期間

2026 年 3 月 2 日（月）～ 2026 年 4 月 10 日（金）

7. 選考基準

助成の採否については、5 月に開催する選考委員会で選考し、6 月開催の理事会において承認後、決定します。

★選考基準

- ・実施する事業計画とその必要性が具体的に記載され、提出書類等に不備がないこと。
- ・障害者の自立の手助け 又社会就労の場の充実、就労の促進及び地域生活の向上に寄与する事業であること。
- ・先駆性・開拓的な案件、緊急性の高い事業を優先する。
- ・明確な企画で、具体的のある計画に基づく事業であること。
- ・高い助成効果が期待できる事業であること。
- ・助成期間内に事業や研究が円滑に完了する見込みがある事業であること。
- ・当財団または他の団体等からの助成実績。

8. 決定通知

助成の可否にかかるまで、6月下旬には個別に通知します。
また、贈呈先の一覧を当財団のHPにて公開します。

9. 助成手続き

助成が決定した法人・団体には、事務局より「助成金振込先及び出席確認表」を送付します。
助成金の振込先の情報及び贈呈式の出席の可否を記入後、財団に返信ください。
助成金の振込は、贈呈式以降に交付します。

10. 贈呈式

助成金贈呈式は、9月初旬にピアザ淡海にて開催を予定しています。

11. 事業完了報告

- ・助成物件への当財団名の名記
助成対象物件に、ダイトロン財団のシールを貼付してください。(贈呈式でお渡しします)
- ・助成金振込の確認
助成金の振込を確認後、「助成金振込確認書」を9月末迄に送付ください。
- ・事業完了報告書の提出
 - ・第1号事業及び第3号事業については、助成事業終了後速やかに(2026年11月27日(金)まで)に当財団に完了報告書を提出願います。
 - ・第2号事業については、助成決定後1年内に完了報告書を提出願います。(但し、2026年11月27日までに中間報告書を提出願います)
 - ・福祉だよりの原稿&写真の提出
当財団の機関紙である「ダイトロン福祉財団」へ掲載の為、助成内容を含めた原稿及び写真を提出願います。<メールに添付でお送りください>

12. 助成の取り消し

助成事業の遂行が不可能と認められるとき、あるいは助成金が目的外に使用された等の不正が発見されたとき、事業所内で犯罪など適切でない事項が発見された場合は助成の取り消しまたは助成金の返還を求めることがあります。

13. その他重要な注意事項 <必ずお読みください>

- * 助成金申請書は、当財団のHPからダウンロードしてご使用ください。
- * ダウンロードして頂いた申請書は改廃できません。必ず指定のまでご使用ください。
- * 申請書は、年度毎にロックがかかっています。昨年度の流用はできません。
- * 見積もりは基本相見積もりを願います。
- * 申請書はExcelファイルのままでお送りください。
- * 申請書の「事業に関する経費」の欄で、希望する助成額のみ、単位は千円です。
(毎年単位の間違が多発していますので、ご注意ください)
- * 応募して頂いた申請書類は返却できません。必ず控えを保管願います。
- * 申請内容について、電話等で内容を確認させて頂く場合があります。
- * 選考結果に関するお問い合わせには、応じられません。
- * 申請書等に記載されている個人情報は、本事業の選考に関わる業務のみに使用し、それ以外には使用しません。

- * 助成決定後、使用用途や申請内容（物品名、価格等）の変更は原則認めておりません。
申請内容をよく精査のうえ、申請してください。
もし変更になる場合は、当財団の HP から変更許可願をダウンロードの上、必要事項を記入し、Excel 原紙をメールに添付の上、財団迄送信ください。
尚、財団で検討の結果、変更を却下する場合もございます。
- * 助成決定に際し、事業区分の変更、助成金の減額をお願いする場合もあります。
- * 助成決定後、助成内容を訪問又は電話でヒヤリングさせて頂く場合があります。
- * 車両の買替の場合、廃車証明（永久抹消届）を提出して頂く場合があります。
- * メールに添付する書類は、必要書類のみお送りください。
- * メールでの送付が出来ない場合などは、財団までご相談ください。
- * 法人は、滋賀県外でも構いませんが、申請対象となる事業所・団体は滋賀県内で活動を行っていなければなりません。
- * 助成対象は、法人单位ではなく、事業所・団体単位であり、複数の事業所を抱えている法人の場合、事業所（団体）単位での申請は可能です。但し、1 事業所（団体）1 申請とします。
- * 11月末までに事業が完了しない場合は、「事業完了報告書」の中間に○をつけ、11月末までに提出願います。また、完了した時点で、完了に○をつけて提出願います。
- * 助成当選後、物品などを購入時、減額がある場合は、付属品等を購入し、助成額をクリアすること。
- * 翌年の助成申請が始まるまでに「事業完了報告書」が提出できない場合は、その年の助成申請を受け付けないものとする。（該当法人単位）
- * 助成対象外となる事業・費用（原則不可）
 - 以下の事業・経費については、原則助成対象外とする。
 - 1.個人所有の建物に関する修繕・改造費用
助成資金の私的利用を避ける観点から、対象外とする。
 - 2.国・地方公共団体等からの補助との重複
同一内容について二重に補助を受けることを防ぐため。
 - 3.法人が制度内（措置費、介護報酬、支援費等）で対応可能な事業
既存制度で対応可能な支出については助成対象としない。

-
- * 助成が決定した事業所（団体）には、贈呈式での謝辞または事例発表をお願いする場合があります。ご協力願います。
 - * 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受付ません。
 - * 当財団の HP に申請書の記入例があります。ご参照ください。

連絡・問合わせ先：公益財団法人 ダイトロン福祉財団

助成事例

事務局：寺嶋、高木、栗山

TEL 06-7636-1012 FAX 06-6399-5067

HP URL : <https://daitron-fukushi.org>

E-mail アドレス : d-fukushi@daitron.co.jp



- * 助成内容（助成対象事業）や申請方法等、ご不明点が御座いましたらご連絡をお願いします。
- * 2026 年度の助成金募集に関する情報は、当財団のホームページに掲載されています。
また、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会様のウェブサイト、<http://www.shigashakyo.jp/> の「助成金情報」からもアクセスが可能です。
(2026 年 2 月上旬から掲載予定)